



燃料価格高騰対策施設園芸支援金

12

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年10月以降の燃料価格高騰により、経済的な影響を受けている市内の施設園芸農家に対し、燃料費の一部を支援します。

- 対象者** 加温設備を導入している市内施設園芸農業者等(法人含む)
- 対象経費** 令和3年10月から令和4年5月までの8か月間に園芸施設の加温のために購入した燃料の購入費
- 支援単価** 1リットル当たり5円(千円未満切捨て)
- 必要書類** 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、JAみやぎ登米園芸課、JA新みやぎ南三陸統括営農センターの窓口でも取得できます。
 - ①燃料価格高騰対策施設園芸支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - ②交付園芸施設の加温のために購入した燃料の油種、購入単価、購入量、購入日等が分かる書類(納品書、領収書等)
 - ③振込先口座が分かるもの
- 申請期限** 令和4年7月1日(金)～令和4年10月31日(月)
- 問い合わせ** 産業経済部農政課/0220-34-2713(平日 8:30～17:15)



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

市の生活支援・経済対策等のお知らせ

本冊子は、**新型コロナウイルス感染症**の影響に係る市の生活支援と経済対策等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせください。

令和4年
9月29日
発行

※最新の情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご確認ください。



対象となる制度がないか、是非ご確認ください。

- 1 個人・世帯向け情報 …………… P2～P3
- 2 事業者向け情報 …………… P4～P11



1 個人・世帯向け情報



【給付等】

国民健康保険被保険者に対する 傷病手当金による支援

期間が延長
されました!

1

国民健康保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方に傷病手当金を支給します。

対象者 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかった方

支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数

支給額 傷病手当金の支給を受けることができる初めの日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数=支給額(支給額には上限があります。)
※給与等の一部の支払を受けた場合で、受けた給与等の額が傷病手当金の支給額より少ない時は、その差額を支給

支給期間 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間
(適用期間は令和2年1月1日から令和4年12月31日まで)
※適用期間が延長されました。

申請等 傷病手当金の支給対象となる方は、傷病手当金支給申請書等の提出が必要となります。下記のものを持参のうえ各総合支所に提出してください。
支給申請書の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所にも設置しています。

【支給申請の際持参していただくもの】

- 傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- 傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
※事業主の証明が必要です。
- 傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
- 傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)
※検査の結果陰性の場合などは省略できます。
- 世帯主の振込口座の分かるもの
- 支給対象者の国民健康保険被保険者証
- 医療機関を受診したことが分かる領収書、診療明細書等



課税上の取扱い 本給付金は非課税となります。

問い合わせ 市民生活部国保年金課／0220-58-2166(平日 8:30~17:15)

【情報】

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の 相談支援

2

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援のため、全国共通の電話相談ナビ(DV相談ナビ: #8008(はれば))が設置されております。今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い「DV相談+ (プラス)」を実施し相談体制を拡充しています。

- 相談体制の拡充**
- ①24時間対応電話 電話番号:0120-279-889
 - ②チャット・メール相談
※ホームページ(<https://soudanplus.jp>)からアクセス
※チャット相談は12:00から22:00まで、メール相談は24時間受付
 - ③外国人相談者向けチャット・メール相談 対応言語は、英語、中国語、韓国語など
※24時間受付

問い合わせ 福祉事務所子育て支援課／0220-58-5562(平日 8:30~17:15)



【猶 予】

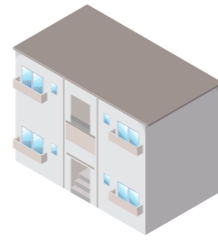
市営住宅家賃の徴収猶予

3

市営住宅に入居している方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難な場合には、徴収猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

対 象 者 市営住宅入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入(非課税所得含む)が月額72,800円以下に減少した世帯

申 請 等 必要な添付書類
 ●収入が減少したことを確認できる書類
 (勤務先が発行する給与明細で収入減少以前の明細と直近の明細等)
 ●非課税所得(障害年金、遺族年金等)がある場合は確認できる書類
 ※世帯の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。



問 い 合 わ せ 建設部住宅都市整備課 / 0220-34-2316(平日 8:30~17:15)

水道料金・下水道使用料の支払い猶予

4

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料を期限内にお支払いが困難な方については、お支払い猶予等の相談に応じております。

対 象 者 新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難になった方 ※個人・法人を問わず、全ての契約者が対象です。

問 い 合 わ せ 登米市水道お客様センター / 0120-023-151【フリーダイヤル】
 (平 日 8:00~18:00) ※水曜日は20:00まで
 (土曜日 8:00~12:00)



2 事業者向け情報



【補助金等】

事業復活支援給付金

5

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大きく減少した事業者の事業継続を支援するため、国の事業復活支援金に市が独自に上乘せる「登米市事業復活支援給付金」を支給します。

※申請額が予算額に達したため、申請の受付を一時停止しておりましたが、9月26日(月)から受付を再開しました。

対 象 者 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、国の事業復活支援金を受給している事業者

給 付 金 額 ●国の事業復活支援金に申請した売上金額の減少率が30%以上50%未満の場合
 個人事業者:一律15万円 法人:一律30万円
 ●国の事業復活支援金に申請した売上金額の減少率が50%以上の場合
 個人事業者:一律25万円 法人:一律50万円

必 要 書 類 申請書と誓約書は市ホームページからダウンロードできるほか、登米市内商工会、各総合支所、地域ビジネス支援課の窓口でも取得できます。
 ①登米市事業復活支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 ②誓約書(様式第2号)
 ③国の事業復活支援金の給付通知書(ハガキ)の写し
 (宛先の面と給付金額や振込口座の記載がある面の両方の写し)



「事業復活支援金」の給付通知書の写し
 (「事業復活支援金」ホームページより)

(宛名の面) (振込口座の記載がある面)

※以下に該当する方は追加で書類の提出をお願いします。

- 給付通知書の写しが提出できない場合
 - ①国の事業復活支援金のマイページ(登録情報及び申請ステータス)の写し
 - ②確定申告書の写し
 - ③国の事業復活支援金の振込先口座の通帳等の写し(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分と支援金の振込日及び振込金額の部分)
- 給付金の振込先に国の事業復活支援金と別の口座を指定する場合振込先口座の通帳等の写し(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分)

申 請 期 限 令和4年6月27日(月) ~ 令和4年11月30日(水)

課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。

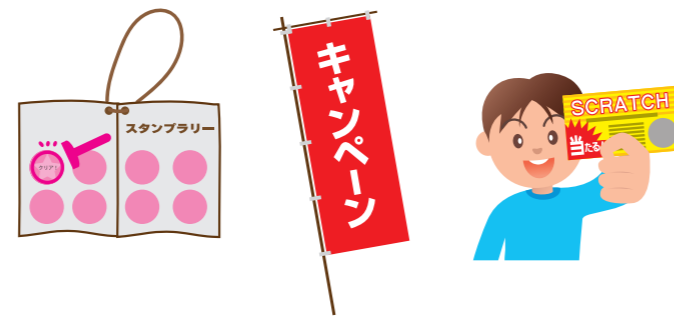
問 い 合 わ せ と 提 出 先 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
 産業経済部地域ビジネス支援課 / 0220-34-2706(平日 8:30~17:15)
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送にて申請を受け付けます。なお、郵送料はご負担願います。

にぎわい回復支援補助金 (商店街等が実施する独自事業への支援)

6

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの落ち込んだ商店街等の経済活動を回復させるため、感染予防のための必要な対策を講じた上で商店街等が実施する独自事業に対し支援します。

- 対象者** 下記のいずれかを満たすこと
 ①商店街等組織(商店街、商店会等)
 ②法人化されていない商店街等(小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているもの)を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがある団体
- 対象見込取組内容(例示)**
 ●オンラインイベント等の開催
 ●商店街等で発行した共通商品券
 ●スタンプラリー等
- 補助率** 対象経費の3分の2以内
- 補助金額** 10万円以上100万円を上限
- 申請期限** 令和4年6月27日(月)～令和4年11月30日(水)
- 問い合わせ** 産業経済部地域ビジネス支援課/0220-34-2706(平日 8:30～17:15)



燃料価格高騰対策運送業者等支援金

7

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年10月以降の燃料価格高騰により、厳しい経営環境の中で事業を継続している市内運送業者等に対し、事業に要した車両に対する燃料購入費の一部を支援します。

- 対象者** 市内に事務所を置く次に掲げる運送事業者
 ①トラック・運送事業者 ②貸切バス事業者 ③タクシー等事業者 ④自動車運転代行業者
- 対象経費** 令和3年10月から令和4年5月までの8か月間のうち任意の4か月間において、運行のために購入した燃料の購入費
- 支援単価** 1リットル当たり5円(千円未満切捨て)
- 必要書類** 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、登米市内商工会、地域ビジネス支援課の窓口でも取得できます。
- ①燃料価格高騰対策運送業者等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 ②交付対象車両一覧(様式第2号)
 ③事業に係る許可書写し(国土交通大臣の許可書、都道府県公安委員会からの認定書等)
 ④交付対象車両全ての車検証の写し及び交付対象車両全ての写真
 ⑤令和3年10月から令和4年5月までの8か月間のうち、任意の4か月間における、交付対象者が交付対象車両の運行のために購入した燃料の数量、金額、購入日時等が分かる書類(収書等)
 ⑥振込先口座の分かるもの
 ⑦申請書の身分証明書の写し
 ⑧法人の場合のみ、直近の確定申告書等の写し
- 申請期限** 令和4年7月1日(金)～令和4年10月31日(月)
- 問い合わせ** 産業経済部地域ビジネス支援課/0220-34-2706(平日 8:30～17:15)



ときめき生活応援商品券の配布

8

市民の生活支援及び市内経済の活性化を図るため、市民一人当たり3,000円分の「登米市ときめき生活応援商品券」を配布しました。ぜひ、市内取扱店でご使用ください。

※今回は「引換券」ではなく「商品券」を配布していますので、購入することなく使用できます。

配布対象者 令和4年5月1日時点で、登米市の住民基本台帳に登録されている方

商品券の内訳 地元券(一般小売店等)2,000円分(500円券4枚)
共通券(一般小売店等、大型店併用)1,000円分(500円券2枚)
※おつりは出ません。
※紛失等した場合に再発行はできません。

使用期間 令和4年7月1日(金)～12月31日(土)

取扱店 取扱店等については商品券に同封した一覧のほか、市ホームページをご参照ください(取扱店の追加があった場合は随時更新しています)。

不在等により商品券を受け取れなかった方へ 商品券の発送については6月中に完了しましたが、不在等のために受け取れなかった商品券は、市で保管をしています。お受け取りを希望される方は産業経済部地域ビジネス支援課(中田庁舎2階)までご来庁をお願いいたします。

【受取時間】平日8時30分～17時15分(令和4年12月28日(水)まで)

【住所】登米市中田町上沼字西桜場18番地

※受け取りの際は必ず下記問い合わせ先にご連絡ください。あらかじめ商品券の保管状況を確認し、受け取り時に必要な書類等手続きについてご案内いたします。

※世帯主の方以外の受け取りも可能です。その場合は、追加書類が必要となる場合がございますので、併せてご相談をお願いいたします。

問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30～17:15)



水田農業肥料高騰対策支援事業

9

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、肥料価格の高騰により営農活動に影響を受けた市内の農業者に対し、肥料購入費の一部を支援します。

対象者 市内農業者(法人を含む)
※耕作面積が10a未満は対象外となります。

支給金額 10a当たり2,000円
※1,000円未満は切り捨てとなります。
※支給金額については、登米市農業再生協議会の情報を基に計算した額を通知します。
※主食用米に対する生産の目安を超えた面積は除外となります。
※転作作物の面積は水田活用の直接支払交付金の対象水田(麦・大豆・飼料用作物・園芸作物等)とします。

申請手続き 該当される農家に対し、10月下旬に市から申請書を発送予定です。
申請書の記載内容を確認し、必要事項を記載して必要書類(振込口座が確認できる書類)を添付し、郵送または各総合支所へ提出してください。

申請期限 令和4年12月7日(水)

問い合わせ 産業経済部農政課／0220-34-2713(平日 8:30～17:15)



農林業災害対策資金

10

金融機関(農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合)から借入れた下記の資金の借入利息に対し、県などが利子を補給し、低利で貸付けることで農林業者の負担を軽減

対象者 令和4年原油価格・農業資材等物価高騰等及び令和4年7月15日から17日にかけての大雨により農林業経営に影響又は被害を受けた農林業者

貸付限度額 600万円(農林業所得が総所得の過半に満たない場合300万円)又は影響額から共済金等の額を減じた額のいずれか低い額

貸付利率
年0.25%以内
※JAグループでは、農業協同組合が貸し付ける資金に対して、年0.25%の利子補給を行うことにより、貸付金利を0.00%(無利子)とする。

金融機関	基準金利	利子助成等機関別内訳			貸付利率
		県	市町村	計	
農業協同組合 銀行等	1.50%	1.00% 以内	0.25% 以内	1.25% 以上	0.25% 以内

返済期間 5年以内、ただし、個人で150万円を超える貸付の場合は7年以内(ともに据置期間1年以内)

融資申込期間 金融機関で貸付準備が整った日から令和5年3月15日(水)まで

申請窓口 産業経済部産業総務課/0220-34-2716(平日 8:30~17:15)



農業経営収入保険制度への加入支援

11

令和5年の収入保険加入者が対象

新型コロナウイルス感染症の影響などで減収した農業収入に対し補填する農業経営収入保険制度への加入を支援します。

対象者 令和5年の農業経営収入保険に新規で加入し、保険料を納付する農業者等(法人含む)
※令和3年度事業対象者は対象外となります。

補助対象 農業経営収入保険の個人負担分(積立金及び付加保険料は除く)

補助額 個人負担分の保険料の2分の1以内とし10万円を上限として補助
※1,000円未満は切り捨てとなります。

申請手続き 収入保険の加入申請時などに宮城県農業共済組合に対し申請等の委任状を提出することで、農業共済組合が申請から交付までを代理で行います。

問い合わせ 産業経済部農政課/0220-34-2713(平日 8:30~17:15)
宮城県農業共済組合県北支所 収入保険課/0220-22-8411(平日 8:30~17:15)

